

《参考資料》

資料 1 公の施設の管理運営受託団体数（平成 11 年度）

1 総括表

団体数	受託施設数
21	255

注：都営住宅 262, 523 戸は 1 施設とカウントした

2 主要な公の施設

施設名	委託団体名
東京都江戸東京博物館	(財) 東京都歴史文化財団
東京都写真美術館	(財) 東京都歴史文化財団
東京都現代美術館	(財) 東京都生涯学習文化財団
東京都体育館	(財) 東京都生涯学習文化財団
都立公園（76カ所）	(財) 東京都公園協会
海上公園（36カ所）	(財) 東京港埠頭公社

注：都立公園 76 カ所とは、都立公園 46 カ所のほか、都立庭園、都立霊園等を含んだ施設数である。

(1) 都からの委託費・補助金の支出方法などの改善

[現状と課題]

団体に対する都の委託費、補助金は、余れば返還し、足らなければ追加するものがあり、団体の経営努力が反映される支出方法とはなっていないものが多い。この結果、団体の経営努力へのインセンティブを削ぐことになりかねないものとなっている。

都からの財政支出の方法については、これまでも定額補助制度や利用料金制度などの導入を一部で進めてきたが、今後はさらに、団体の経営努力による委託料や補助金の執行残については、団体の自主財源とすることを認めるなど、経営努力を促進させる仕組みを導入する必要がある。

[取組の方向]

補助金や委託料の執行に際し、団体の経営改善への取組を促進させるため、以下の事項について取り組む。

- ・ 定額又は定率補助制度の導入
- ・ 補助制度のサンセット方式の導入
- ・ 利用料金制度の導入
- ・ 委託費の人件費の標準算定方式の導入
- ・ 委託契約に一定の範囲で団体の自由裁量を認める等、インセンティブが働く仕組みの導入
- ・ 施設の管理委託方法の改善 など